

令和7年度（令和8年度助成） 福祉関係当事者団体助成金について（概要）

○助成金の交付対象について

1. 助成の対象となる団体は、次の①②をいずれも満たしている団体です。
 - ①羽島市内に活動拠点のある障害者等の当事者団体で法人格がないこと（ただし、同一団体で複数の下位組織がある場合は、それを統括する最上位の団体に限ります）
 - ②申請時に、団体の活動実績が1年以上あり、会員数が10人以上であること
2. 助成金の交付対象となるのは、次の①～④をすべて満たす1つの事業に対してとなります（団体の運営費等は、助成の対象となりません）。
 - ①申請団体の会員を主な対象とし、羽島市内で実施される事業であること
 - ②営利を目的としていない事業であること
 - ③申請団体の主体的な計画のもとに実施される事業であること
 - ④他（県・市・社協等）からの補助や助成を受けていない事業であること
3. 助成の交付対象は、2に該当する事業のうち、次の①～④にかかる経費の総額の2分の1とし、1団体あたり10万円が助成限度額となります（事業の総経費が助成対象額になるとは限りません）。
 - ①会場使用料（催し物等の開催のために使用する会場の使用料など）
 - ②講師等謝礼（講師や指導者などに対する謝礼で、交通費を含み1人3万円を限度とし、会員に対する謝礼は対象外とします）
 - ③通信運搬費（参加者等へ案内状を送付するためのハガキ・切手代など）
 - ④交流事業費（会員相互の交流を図る催しにかかる費用で、非会員も含む参加者1人あたり500円を限度とします）

○助成金の交付申請及び交付決定について

1. 令和7年度（令和8年度助成）分の申請は、令和7年12月10日（水）までです。
2. 助成金の交付は、助成を希望する団体からの申請手続き終了後、審査にて決定します（申請額がそのまま助成額になるとは限りません）。
3. 助成先及び助成金額が決定次第、令和8年3月までに助成金を申請した団体へ結果を通知します。

※ 詳細につきましては、「羽島市社会福祉協議会福祉関係当事者団体助成金交付要綱」にてご確認ください。